

最高裁秘書第3232号

令和元年6月20日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年3月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第1662号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官が職務を開始する際の宣誓の手続について定めた文書（裁判所職員の服務の宣誓に関する規程（昭和24年10月3日最高裁判所規程第21号）と同趣旨の文書）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）